

■生産工程管理基準 【区分：畜産物（生乳）】

「必須基準」

【171222 改正案】

県産品認証制度を活用しようとする生産者は、常に消費者に安全で安心な畜産物を提供することを考えながら、以下に掲げる認証基準に基づく各項目について、まじめに、また正直に取り組むものとする。

項目	管理すべきポイント		適合基準	確認事項・確認方法(※)	
1 牛の生産及び導入の管理	1.1 個体識別耳標の管理を徹底すること。	1.1.1	生産した子牛の出生報告をしているか。導入した牛の個体識別番号及び異動記録を確認し、転入報告をしているか。	生産した子牛に耳標を正しく装着・報告している。また、その記録を保存している。耳標が正しく装着されている牛を導入し、その個体識別番号と異動記録を確認した上で、適正に転入報告をしている。また、その記録を保存している。	耳標装着状況の確認 生産記録及び出生報告の確認 異動記録及び転入報告の確認
	1.2 導入牛の管理を徹底すること。	1.2.1	他の農場から牛を導入する場合は、導入基準を定め優良牛の導入に努めているか。	農場において牛の導入基準を定め、それを満たす牛を購入するよう努めている。	導入基準の確認
		1.2.2	農場への牛の導入に立会い、健康状態を確認しているか。	導入記録(導入日、導入先、導入時の健康状態、その他)を保存している。	導入記録
		1.2.3	導入牛を一定期間十分に観察できる場所に別飼いしているか。	導入牛を十分観察する場所で別飼いするようにしている。その間の記録(疾病の発生状況、投薬状況、事故状況、その他)を保存している。	別飼い場所等の確認 牛管理記録
2 飼養管理	2.1 牛の健康管理を徹底すること。	2.1.1	飼養管理が特定の責任者のもとで行われているか。	飼養管理責任者が明確になっており、責任者は飼養管理全般にわたる作業を把握し、問題点の把握と改善等を行っている。	組織図、責任者の確認、聞き取り
		2.1.2	牛の健康状態を毎日観察するとともに、疾病の発生をチェックしているか。	牛の健康状況を毎日観察し、疾病発生の記録を保存している。	牛管理記録
		2.1.3	牛に異常があった場合、直ちに獣医師の診断・指導を受け、適切に処置されているか。	異常牛の発生時には、獣医師の診断・指導を受け適切な処置を実施している。異常牛の発生状況とその処置状況、投薬状況の記録を保存している。	牛管理記録 疾病の発生記録 投薬記録
		2.1.4	牛へ投薬する場合は、抗菌製剤等の要指示薬のほか、処方薬についても獣医師の指示・処方に従い投与しているか。	獣医師の指示・処方に従い投薬を行い、その記録を保存しているか。	指示書 投薬記録
		2.1.5	抗菌製剤等による使用禁止期間中又は出荷制限期間中の牛を明瞭に区別できるような措置を行っているか。	使用禁止期間中又は出荷制限期間中の牛は別飼いもしくはマーキング等を行うことにより、他の牛と明瞭に区分し、搾乳間違いが生じないようにしている。	出荷制限牛の区分方法の確認 投薬記録 処方箋又は動物用医薬品指示書 出荷制限期間指示書
		2.1.6	削蹄を定期的実施しているか。	必要に応じて適切に削蹄を実施している。	削蹄記録及び削蹄状況の確認
		2.1.7	死廃及び傷病事故を低下させるため、飼養管理方法の検証並びに見直しを実施しているか。	事故牛等の発生原因を検証した上で、事故低減のための措置を行っている。	死廃及び傷病事故の確認 低減措置の確認
		2.2 牛に給与される飼料及び水は安全性及び品質が確保されていること。	2.2.1	飼料及び飼料添加物の購入及び給与の履歴が確認できるか。	飼料及び飼料添加物の①購入年月日・購入先、②名称、③使用年月日、④使用場所(牛舎)、⑤使用した月齢(ロット)、⑥使用量等を記録している。
2.2.2	飼料に異物が混入したり、腐敗しないよう管理しているか。		飼料に動物性蛋白質や異物の混入、腐敗が生じないように整理・整頓・清掃された場所及び容器で適切に保管している。給与前に飼料に異常がないことを確認している。	飼料保管場所の確認 給餌設備の確認 施設管理記録 飼料給与記録	
2.2.3	飲水に異物が混入したり、腐敗しないよう管理しているか。		飲水に異物混入や腐敗が生じないよう給水設備の点検・整備・清掃を適切に実施している。	給水設備の確認 施設管理記録	

項目	管理すべきポイント		適合基準	確認事項・確認方法(※)	
2.3 飼料生産に使用する肥料・農薬を適切に使用・保管すること。	2.3.1	肥料及び農薬は適切な場所に、適正な方法で保管しているか。	肥料及び農薬は他の資材とは区分した場所に、適正な方法で保管しているか。	保管場所の確認 肥料管理・使用記録 農薬管理・使用記録	
	2.3.2	肥料及び農薬は適正な方法で使用しているか。	肥料及び農薬は、その使用方法等に基づき適正に使用し、その使用量等の記録を保存している。	肥料管理・使用記録 農薬管理・使用記録	
	2.4 飼養環境を適切に管理すること。	2.4.1	牛舎や搾乳施設の規模に応じた頭数を飼養しているか。	牛の健康に悪影響を及ぼさないよう、牛舎並びに搾乳施設規模に応じた頭数を飼養している。	施設規模と飼養頭数の確認 牛の健康状態の確認
	2.4.2	牛舎内の換気管理が適切に行われているか。	季節を考慮した適切な換気が実施できるように牛舎構造の工夫や送風機の設置などをおこなっている。 換気に係る設備は定期的にその運転設定などを確認している。	換気方法と換気状況の確認 施設管理記録	
	2.4.3	適正な牛床管理が行われているか。	カビの発生等の品質異常や異物の混入がない十分な量の敷料や牛床マット等を敷設することで、牛床の弾力性と乾燥状態の維持に努め、牛の快適性の確保と事故防止を図っている。	牛床の状態確認 敷料及び保管場所の確認	
	3 施設管理	3.1 畜舎を衛生的に管理すること。	3.1.1	施設管理が特定の責任者のもとで行われているか。	施設管理責任者が明確になっており、責任者は施設の管理全般にわたる作業を把握し、問題点の把握と改善等を行っている。
	3.1.2	牛舎や器具の清掃・消毒が定期的に行われているか。	牛舎や器具等の清掃・消毒方法を定め、定期的に行われている。	聞き取り 実施計画の確認 施設管理記録 消毒実施記録	
	3.1.3	農場への部外者の立ち入りを制限するとともに、衛生管理区域内への立ち入りを記録しているか。	衛生管理区域の境界に「部外者立ち入り禁止」を表示し、部外者が出入りする場合は、所属・氏名、日時等を記録し保存している。	部外者立ち入り禁止の表示の確認 農場入場者記録	
	3.1.4	牛舎に出入りするときに衣服や履物等を消毒又は専用のものを使用しているか。	牛舎の入り口に踏み込み消毒槽あるいは消毒器を設置している。 牛舎に入る場合は、専用の作業着等に替えている。	踏み込み消毒槽・消毒器の確認 着替え(専用品)の確認	
	3.2 衛生動物・害虫の侵入防止をすること。	3.2.1	ネズミやハエなどの衛生動物や害虫の駆除を定期的に行っているか。	衛生動物や害虫の発生又は侵入を防止するため牛舎周辺の環境整備に努め、また、駆除計画を立て定期的に行っている。	駆除計画の確認 駆除・駆虫実施記録
3.3 資材等を適正に管理すること。	3.3.1	洗剤や殺菌剤、ディッピング剤、乾乳軟膏、消毒薬、殺虫剤等を適切な場所に、適正な方法で保管しているか。	消毒薬や殺虫剤等をそれぞれの管理規程に従い適切な場所及び方法で保管している。	保管状況の確認 資材管理台帳	
	3.3.2	生産資材は適切に管理されているか。	生産資材は整理・整頓・清掃された場所に保管している。	保管状況の確認	
3.4 牛舎等施設の保守点検、補修を行うこと。	3.4.1	牛舎等施設の保守点検を適切に行っているか。	牛舎等施設の保守点検を定期的に行い、その記録を保存している。	保守点検実施計画の確認 保守点検実施記録 施設管理記録	
3.5 生乳処理室の設備を適切に管理すること。	3.5.1	生乳処理室内は整理・整頓し、適正に管理されているか。	生乳処理室内は整理・整頓されており、清潔で異臭がない。 生乳処理室内に、洗剤・殺菌剤以外の薬品を置いていない。	生乳処理室内の状況確認	
	3.5.2	生乳処理室が牛の飼育スペースと区分されているか。	処理室が牛の飼育スペースと区分され、牛が進入できない(パーラーでは搾乳時以外進入できない)ように管理されている。	生乳処理室の確認	
3.6 生乳処理室内の器具類を適切に管理すること。	3.6.1	ミルクカーやバルククーラー等の定期点検を実施しているか。	定期的にミルクカーやバルククーラー等の点検・整備を実施し、その記録を保管している。	定期点検記録 資材交換記録	
	3.6.2	ミルクカーやバルククーラー等は適正に洗浄・消毒されているか。	ミルクカーやバルククーラー等の洗浄・殺菌プログラムに従い、適切に洗浄・殺菌を実施し、その記録を保管している。	洗浄プログラム 洗浄記録	

項目	管理すべきポイント		適合基準	確認事項・確認方法(※)	
4 搾乳及び生乳管理	4.1 搾乳作業を適切に行うこと。	4.1.1	搾乳前にミルカーやバルククーラー等の動作確認を行っているか。	搾乳前にミルカーやバルククーラー等が正常に作動するか点検し、記録を保管している。	動作点検記録
		4.1.2	搾乳は清潔な服装で実施し、搾乳前に手指の洗浄・消毒を実施しているか。	搾乳は清潔な服装で実施するように努め、搾乳前には石けんや消毒薬等で手指を洗浄・消毒している。	搾乳状況の確認
		4.1.3	搾乳前に清潔なタオル等を用いて乳頭清拭を実施しているか。	清潔なタオルやペーパータオルを用いて乳頭を清拭し、1頭ごとに交換している。	搾乳状況の確認
		4.1.4	搾乳後に乳頭ディッピングを行っているか。	搾乳後、乳頭孔が閉まる前に乳頭ディッピングを行っている。	搾乳状況の確認
	4.2 生乳を適切に管理すること。	4.2.1	バルククーラーの乳温が適正に管理されているか。	搾乳前と搾乳後にバルククーラーの乳温を計測し、その記録を保管している。	バルククーラー乳温の記録
		4.2.2	異常乳や出荷制限期間中の乳等が出荷乳に含まれていないことを確認しているか。	異常乳や出荷制限期間中の乳は別搾りし、バルククーラーに合乳せずに、適切に処分している。	別搾り実施状況の確認 衛生管理記録 投棄記録
		4.2.3	出荷制限期間経過後には、残留確認検査を実施している。	出荷制限期間経過後には残留確認検査を実施し、その記録を保存している。	確認検査記録 投棄記録
		4.2.4	搾乳頭数と出荷乳量、生乳廃棄頭数と廃棄乳量を毎日確認しているか。	搾乳頭数と出荷乳量、生乳廃棄頭数と廃棄乳量を毎日確認し、その記録を保存している。	衛生管理記録 生乳生産記録 投棄記録
5 生産環境	5.1 環境保全の確保をすること。	5.1.1	家畜排せつ物は専用施設で管理されているか。	家畜排せつ物を専用施設で管理している。	処理施設の確認 管理・保管状況の確認
		5.1.2	排せつ物処理、保管施設に破損・故障等がないか定期点検を実施しているか。	家畜排せつ物処理及び保管施設に破損・故障等がないか定期点検を実施し、その記録を保存している。	処理施設の確認 点検記録
		5.1.3	悪臭や水質汚濁を防止するための措置を行っているか。	家畜排泄物を適正に処理することにより、悪臭の発生を最小限にするように努めている。 農場排水は適切に処理している。	臭いの確認 排水処理状況の確認 クレーム対応記録
		5.1.4	排せつ物の年間の発生量、処理方法及び数量について記録を保存しているか。	家畜排せつ物の年間の発生量、処理方法及び数量についての記録を保存している。	家畜排せつ物の発生量等の記録
	5.2 堆肥の適正処理・販売	5.2.1	生産した堆肥等を適正に処理しているか。	生産した堆肥を耕種農家へ販売等して、有効活用している。 また、その記録が保管されている。	特殊肥料生産業者届出 肥料販売業務開始届出 堆肥販売記録
	5.3 農業廃棄物等を適正に処分すること。	5.3.1	容器、塩ビ、農プラ、飼料袋などの分別・保管等の処理のルールを定め、適正に処理しているか。	容器、塩ビ、農プラ、飼料袋などの分別・保管等の処理ルールを定め、適正な処理を行っている。	処理ルールの確認 聞き取り・現地確認 マニフェスト
		5.3.2	その他のごみを減らす努力をしているか。	農場から出るゴミ全般にわたり減量するための努力をしている。	聞き取り・現地確認
	5.4 省エネルギー対策に努めること。	5.4.1	機械や施設を使用する際に、不必要・非効率なエネルギー消費が無いよう工夫しているか。	効率的な施設・機械の運転に努めている。 不必要な加温・加湿・冷却等を行わないよう、適切な温度管理を行っている。 不要な照明は消灯している。	聞き取り・現地確認
5.5 「環境農業宣言」を行っていること。	5.5.1	環境に配慮した生乳生産を行うことを「環境農業宣言」により宣言し、実践しているか。	環境負荷軽減のための工夫や、環境農業普及のために行うことを「環境農業宣言」により宣言し、実践している。	環境農業宣言	

項目	管理すべきポイント		適合基準	確認事項・確認方法(※)
6 生産者の安全・衛生管理	6.1 従事者の安全を確保していること。	6.1.1 従事者の健康と安全に関するリスクを検討しており、そのリスクを減らすための対策を行っているか。	従事者の労働が過重とならないようにするとともに、健康診断の受診等により従事者の健康維持に努めている。また、農場内で作業従事者にとって危険な場所や作業を把握し、その対処方法を従事者に周知・徹底した上で実施しているか。	聞き取り・現地確認
		6.1.2 事故や緊急事態の対処方法は全ての従事者に理解され、緊急時の連絡先や対応手順が見やすいところに表示されているか。	農場内での事故や緊急事態の対処方法を従事者に周知・徹底している。緊急時の連絡先や対応手順等を見やすいところに表示している。	聞き取り・現地確認 緊急連絡先、対象手順の表示
		6.1.3 従事者が事故にあった場合に対処する設備・資材があるか。	作業場所周辺に清潔な水源があり、事務所(休憩所)等には救急箱等を備えている。	聞き取り・現地確認
	6.2 従事者の衛生を確保していること。	6.2.1 トイレ及び手洗い設備等が衛生的な構造で、常に清潔に保たれているか。	トイレや手洗い設備を定期的に清掃し、常に清潔に保っている。	現地確認
		6.2.2 従事者の健康状態(呼吸器症状、外傷、下痢等)に問題がある場合は、従事する作業を配慮しているか。	従事者の健康状態を毎日確認し、従事する作業を記録している。	聞き取り 作業従事記録
7 生産者の意識啓発	7.1 生産管理に係る知識の習得と意識の向上に努めること。	7.1.1 法令遵守のため、生産者が取り組むべき事項に関する研修会等に積極的に参加しているか。	伝染病予防や飼料安全、排せつ物処理などに係る研修会に積極的に参加している。従事者教育を適時実施している。	研修会に参加した記録
		7.1.2 生産に係る各種法令について、相談窓口等を把握しているか。	各種関連法令について、行政機関等の相談窓口を把握し、その連絡先の一覧表等を作成し、各生産工程の管理責任者が理解している。	相談窓口の一覧表
		7.1.3 良質乳生産のための生産管理について、定期的に検討を行っているか。	生産管理に係る技術研修会等を積極的に受講し、また、関係機関・団体等と生産管理にかかる検討を定期的に行っている。	研修会に参加した記録 検討記録
		7.1.4 従事者教育を実施しているか。	7.1.1や7.1.3の研修会等の内容について従事者教育を適時実施している。	従事者教育の実施状況の確認
	7.2 消費者に情報提供を行うこと。	7.2.1 ホームページ等を活用して生産情報の開示に努めているか。	ホームページ等を活用して生産情報の開示を行い、消費者への情報提供に努めている。	生産情報開示状況の確認
8 自己点検	8.1 管理すべきポイントの自己点検を行うこと。	8.1.1 管理すべきポイントの自己点検を定期的に行っているか。	定期的に自己点検を行っており、そのことが記録でわかる。	生産工程管理基準点検書 改善記録書等
		8.1.2 自己点検の結果、不適合だった項目を改善しているか。	不適合だった項目を改善し、その内容が記録でわかる。	生産工程管理基準点検書 改善記録書等

※ 確認事項・方法の例示であり、適合基準にある事項が確認できれば記録を全て別個に作成する必要はない。  
(複数の項目を一つの記録で充足するように検討することが、生産工程管理のレベルアップにつながる)

項目	管理すべきポイント	適合基準	確認事項・確認方法(※)
----	-----------	------	--------------

●安全強化基準 【区分：畜産物（生乳）】 「必須基準」

項目	管理すべきポイント	適合基準	確認事項・確認方法(※)	
1 牛の健康管理の強化	1.1 疾病防除対策を徹底すること。	1.1.1 ワクチンプログラムを定め、適切に実施しているか。	獣医師とともにワクチンプログラムを策定実施し、その記録を保存している。	ワクチンプログラムの確認 ワクチン接種記録の確認
		1.1.2 健康維持のための適切な措置を行っているか。	定期的にビタミン剤や生菌剤等を投与し、その記録を保存している。	投与記録
		1.1.3 導入牛検査により、農場内への疾病侵入対策を実施しているか。	他農場から牛を導入する際に、牛ヨーネ病及び牛ウイルス性下痢・粘膜病(BVD-MD)の検査を実施している。	検査成績書 牛管理記録
		1.1.4 牛群内にBVDウイルス持続感染牛がないことを確認するため、バルク乳等の検査を実施しているか。	バルク乳等の牛ウイルス性下痢・粘膜病(BVD-MD)検査を定期的に行っている。	検査成績書 牛管理記録
		1.1.5 牛白血病対策を実施しているか。	「牛白血病に関する衛生対策ガイドライン」に基づき、牛白血病対策に取り組んでいるか。	検査成績書 牛管理記録
	1.2 乳房炎対策を強化すること。	1.2.1 バルク乳や個体乳検査等を実施しているか。	バルク乳検査や個体乳検査成績に基づき黄色ブドウ球菌等の感染性乳房炎の感染拡大防止対策と罹患牛の計画的更新に努めている。	乳汁検査成績
		1.2.2 出荷生乳に抗生物質の残留や異物の混入等の異常汚染が確認された場合の対応(原因究明及び予防措置等)をマニュアル化しているか。	出荷生乳に抗生物質の残留や異物の混入等の事故が発生した場合の措置方法をマニュアル化している。	事故対応マニュアル